

ながおか 市政だより 号外

平成19年8月24日発行

中越沖地震被災者支援制度等のお知らせ

このたびの中越沖地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された方々が、1日でも早く生活の再建ができるよう、支援制度等についてまとめたものです。市では被災された方々の支援に全力をあげています。内容について不明な点がございましたら、担当の各部署にお問い合わせください。

■ 目 次	
● 生活再建支援の概要	2 頁
1 家屋の被害調査・被害区分	4 頁
2 各種支援制度の適用早見表	5 頁
3 被災者生活再建支援金制度	5 頁
4 住宅応急修理制度	8 頁
5 被災住宅等の解体廃棄物の運搬・処分	10 頁
6 税や各種使用料等の減免と納付	10 頁
7 災害障害見舞金	16 頁
8 個人向け融資（援助）制度	17 頁
9 中小企業向け融資制度	19 頁
10 農林業施設等の災害復旧支援策	20 頁
11 私道の災害復旧支援	22 頁
12 担当課・相談窓口一覧	22 頁

新たな支援制度が決まったり、今の支援制度の基準が緩和されたりしたときには、市政だよりなどで皆様にお知らせします。

編集・発行：長岡市広報課 〒940-8501 新潟県長岡市幸町2の1の1
 ☎0258-39-2202 FAX0258-39-2272

生活再建支援の概要

○ 被害調査を受けていない

●被害調査は、被災された方からの申し出により、市の担当職員が家屋の被害程度を判定します。この調査結果により受けられる制度が決まります。**申し込み期限は 9月21日（金）までです。**被害判定の目安はこのページの下段をご覧ください。
※調査についてのお問い合わせは被害家屋調査班 ☎ 39-2305 または各支所税務課・市民生活課へ（23頁参照）

○ 被害調査を受けた

■ 主な住宅関連再建支援策

全壊
大規模半壊
半壊

- とりあえず家を修理して住みたい → 5ページ、8ページをご覧ください。
- 生活必需品を購入したい → 5ページをご覧ください。
- 生活に必要な資金を貸してほしい → 17ページをご覧ください。
- 壊れた家を解体して撤去したい → 5ページ、10ページをご覧ください。
- 家の建替えや修繕等の費用を融資してほしい → 18ページをご覧ください。

※一部損壊は、受けられる支援制度が限定されます。

■ 主な生活関連再建支援策

- 生活必需品を購入したい(再掲) → 5ページをご覧ください。
- 生活に必要な資金を貸してほしい(再掲) → 17ページをご覧ください。
- 税金や保険料などを減免してほしい → 10ページをご覧ください。

■ その他の相談

- 被害を受けた農地や農業施設を復旧したい → 20ページをご覧ください。
- 中小企業向けの融資制度はないか → 19ページをご覧ください。
- 私道の復旧をしたい → 22ページをご覧ください。
- 災害で負傷し障害が残った → 16ページをご覧ください。
- どこに相談すればいいかわからない → 22ページをご覧ください。

被害判定の目安

- 被害の判定は中越沖地震で被害を受けた部分のみが対象です。中越大震災による被害は含まれません。『半壊』の判定は次のような被害がおおむね3つないし4つ以上重なっている場合になされます。
- 屋根の瓦全体の半分以上がずれている、または落下している。
 - 外壁の半分以上がはがれ落ちている。
 - 内壁の半分程度の壁が落ちている。
 - 基礎の全周にわたって多数の太い亀裂が生じている。
 - 建具の半数以上が破損している。

- 次のような被害があっても『半壊』とは判定されません。これらの被害が重なっている場合は『一部損壊』と判定されます。
- 屋根の棟瓦（屋根の一番高いところにある瓦）が全て落ちた。
 - 浴室の壁のタイルに亀裂が入り、一部が落ちた。
 - 基礎コンクリートに数カ所の欠けや亀裂が生じた。
 - 床の間の壁が落ちた。
 - 柱の一部が傾いたり、床の一部にすき間が開いたりした。
 - 家屋の一部が少し傾いた。

⇒詳しくは4ページへ

1 家屋の被害調査・被害区分

調査担当・り災証明担当：被害家屋調査班 ☎39-2305
各支所税務課・市民生活課（23頁参照）

中越沖地震の被害調査は、被災された方の申し出によって行います。
調査を希望される方は、下記の申し込み期限までに被害家屋調査班☎39-2305
（支所地域は各支所税務課・市民生活課）にご連絡ください。
申し込み後、調査までに時間を要することがありますが、ご了承ください。
なお、すでに被害調査の申し出を済ませた方、調査が済んでいる方は、再度の申し
出は必要ありません。

申し込み期限 9月21日(金)まで

1 対象となる被害

被害の判定は中越沖地震で被害を受けた部分のみが対象です。前回の中越大震
災による被害は含まれません。
被害の判定はあくまで建物本体のみの被害を対象とします。家財（家具、家電
製品等）の破損や住宅敷地の損壊は判定の対象とはなりません。

2 家屋の被害区分

被害の程度は下表のとおり4つに区分されます。被害調査は屋根・外壁・基礎
・天井・内壁・床・柱・建具・設備ごとに行い、それぞれの被害の割合を合計し
て総合的に判定します。この判定に基づき、家屋の被害を認定します。
※生活再建支援制度の適用は、住宅のみ対象となります。

被害区分	被害の判定基準
全 壊	家屋の経済的損害割合が50%以上のもの
大規模半壊	家屋の経済的損害割合が40%以上50%未満のもの
半 壊	家屋の経済的損害割合が20%以上40%未満のもの
一部損壊	家屋の経済的損害割合が20%未満のもの

3 り災証明書について

り災証明は、家屋に被害があった方を対象に、本庁および各支所で発行します。
被害家屋調査班または支所の税務課か市民生活課までお越しください。
印鑑（認印でも可）と身分証明書をお持ちください。なお、代理の方が申請す
る場合、委任状が必要です。

2 各種支援制度の適用早見表

担当：復興推進室（生活再建支援班） ☎39-2515
各支所地域振興課（23頁参照）

制 度 名	住 宅 の 被 害				支 援 内 容
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
国の被災者生活再建支援金制度	○	○	× (注2)	×	・生活必需品の購入費用 ・被災住宅の解体費用 ・賃貸住宅の家賃など
長岡市の被災者生活再建支援金制度	○	○	○	×	・生活必需品の購入費用 ・被災住宅の解体費用 ・賃貸住宅の家賃 ・住宅の修理費用など
住宅応急修理制度 (8ページへ)	× (注1)	○	○	×	・住宅の応急修理

凡例：○……適用あり ×……適用なし
(注1) 全壊の場合であっても、応急修理を実施することにより居住が可能となる場
合は対象となることがあります。
(注2) 被災住宅を全部解体した場合に対象となることがあります。

3 被災者生活再建支援金制度

担当：復興推進室（生活再建支援班） ☎39-2515
各支所地域振興課（23頁参照）

住宅に多大な被害を受けた世帯を対象に、生活必需品の購入や被災住宅の解体また
は修理に要した費用等に対して支援するものです。なお、支援金の額は世帯全体の年
収や住宅の被害の程度等により異なります。

1 支給対象世帯

- (1) 全 壊
 - ア 住宅が全壊の被害を受けた世帯
 - イ 住宅が大規模半壊または半壊の被害を受け、住宅の倒壊による危険を防止
するためや、補修費が著しく高額となるなどのため、被災住宅を全部解体（建
物の用途を問わず構造上一体となる部分が残っていない状態）する世帯
- (2) 大規模半壊
 - 住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯

(3) 半 壊

住宅が半壊の被害を受けた世帯

- ※ 賃貸住宅の場合は、所有者でなく、居住している世帯が対象になります。
- ※ 被災住宅に生活の本拠があることが条件になります。

2 支援金の支給限度額……下表の範囲内で実際に要した経費分を支給します。
(単位：万円)

世帯の収入、基準等	世帯構成	国の支援金		市の支援金	計	
		生活関係経費	居住関係経費			
世帯全体の年収（平成18年）が500万円以下の場合	全 壊	2人以上	100	200	100	400
		単身	75	150	75	300
	大規模半 壊	2人以上	/	100	100	200
		単身	/	75	75	150
	半 壊	2人以上	/	/	50	50
		単身	/	/	37.5	37.5
・世帯全体の年収が500万円超700万円以下で、かつ世帯主が45歳以上の世帯または要援護者世帯（注1）の場合 ・世帯全体の年収が700万円超800万円以下で、かつ世帯主が60歳以上の世帯または要援護者世帯（注1）の場合	全 壊	2人以上	50	100	50	200
		単身	37.5	75	37.5	150
	大規模半 壊	2人以上	/	50	50	100
		単身	/	37.5	37.5	75
	半 壊	2人以上	/	/	50	50
		単身	/	/	37.5	37.5
上記以外の場合	全 壊	2人以上	/	/	100	100
		単身	/	/	75	75
	大規模半 壊	2人以上	/	/	50	50
		単身	/	/	37.5	37.5
	半 壊	2人以上	/	/	50	50
		単身	/	/	37.5	37.5

(注1) 要援護世帯とは、母子父子世帯や、障害を持つ方と同居している世帯、複雑な介護を要する方と同居している世帯等です。

- ※ 支援額は最高額を記載しています。被災住宅の所有形態や生活再建の内容により最高額まで支援できない場合がありますので、目安として下さい。
- ※ 世帯主の年齢、世帯員数および要援護世帯等の認定は被災日を基準とします。
- ※ 表の金額の範囲内で、生活必需品の購入等に要した実支出額が限度額以上ないと限度額全額は支給されません。

国の支援金の対象経費

区分	対象物品名等	
生活関係経費	自動炊飯器、電子レンジ（オープンレンジ類も含む）、ガステーブル類（ガスコンロ、電気コンロ、IHクッキングヒータを含む）、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、室内用照明器具、鏡台、寝具（敷布団、掛布団、毛布、シーツ、枕、マットレス、ベッド等）、自転車、電話機、テレビ、ラジオ（ラジカセ、ラジオ付きCDプレーヤーを含む）、冷暖房器具（ルームエアコン、ストーブ（温風機含む）、電気ごたつ、電気カーペット	
	住居の移転費（引越費用）	
	防寒服、ベビーベット、うば車（ベビーカー）、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、その他の医療用具又は福祉用具（低周波治療器、超短波治療器、温熱治療器、血圧計、視力表、家庭用吸入器、排便補助具、歩行器、車いす、電動車いす、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、義眼、義肢など）	
	住居移転のための交通費	
	住宅（公営住宅を除く）を賃借する場合における礼金（新たに賃借する場合のみ）	
	災害により負傷または疾病にかかった場合に必要な医療費	
	居住関係経費	賃貸住宅（公営住宅を除く）を新たに賃借する場合の家賃、一時的な居住の用に供する施設等（プレハブ住宅等）の利用料
		被災住宅の解体・撤去・整地費（地盤改良工事等も含む）
		住宅の建設、購入または補修のための借入金（住宅ローン）その他の債務に係る利息
		住宅の建設、購入または補修のための借入金（住宅ローン）その他の債務に係る債務保証料
住宅の建設、購入または賃借等にかかる諸経費		

※ 支給要件がある対象経費もあります。

市の支援金の対象経費

国の支援金の対象経費の他に次のものが対象となります。

その他	畳、給湯器（ガス湯沸し器含む）、風呂釜（ユニットバス）、流し台（システムキッチン）、米びつ、ポット、ホットプレート、カセットコンロ、魚焼き（ロースター）、トースター、FAX、ビデオ、DVDプレーヤー、テレビ台、ステレオ、便器（温水器付洗浄便座を含む）、建具、網戸、棚、作り付け家具、カーテン、カーペット（畳の上敷きを含む）、洗面ユニット、除湿機、加湿器、乾燥機、灯油ホームタンク、住宅の改築補修費、住宅の補修材料費（板、木材、釘等）、住宅の新築工事費
-----	---

※ 支給要件がある対象経費もあります。

3 手続きの方法

半壊以上の被害を受けた世帯に「被害認定通知書」と一緒に文書を送付し、お知らせしています。

4 住宅応急修理制度

担当：復興推進室（生活重建支援班） ☎39-2515
各支所地域振興課（23頁参照）

大規模半壊または半壊と認定された住宅を応急修理する場合、長岡市が業者に委託して一定程度の範囲内で修理する制度です。災害救助法に基づく応急修理（国の制度・所得制限あり）と応急修理支援制度（県の制度・所得制限なし）があります。所得制限内であれば、両制度の併用も可能です。

1 対象世帯

次のすべての要件を満たす世帯

- ①大規模半壊または半壊の被害を受けたこと
※全壊であっても、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となることがあります。
- ②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む。）を利用しないこと

2 所得制限等

(1) 国の制度

平成18年の世帯全体の年収等が、以下のいずれかに該当する世帯

- ①世帯全体の年収が500万円以下の場合
- ②世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯の場合
- ③世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯の場合

(2) 県の制度

所得制限はありません。

3 住宅の応急修理の内容

屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア・窓等の開口部、上下水道・電気・ガス等の配管・配線、衛生設備の応急修理

4 応急修理の期限

実際の応急修理の完了時期を見極めながら、県が決定します。（決定され次第お知らせします。）

5 限度額

	住宅の被害程度	
	大規模半壊	半壊
国の制度	50万円	50万円
県の制度	100万円	50万円
計	150万円	100万円

6 住宅応急修理の手続き

半壊以上の被害を受けた世帯に「被害認定通知書」と一緒に文書を送付し、お知らせしています。

5 被災住宅等の解体廃棄物の運搬・処分

担当：環境施設課 ☎24-2838
各支所市民生活課（23頁参照）

半壊以上と被害認定された住宅等の、解体や修繕で出る廃材、トタン、瓦、タイル、土壁などの運搬・処分の費用を長岡市が負担します。

1 対象となる建物

「半壊以上」の被害認定を受けた住宅、店舗併用住宅および農作業所併用住宅などが対象です。（アパート、貸家、空家、独立した営農用作業所などを除く）

住宅と同一敷地内にあって、「半壊以上」の被害認定を受けた車庫および小屋等も対象になります。

既に、対象となる建物の解体または修繕が終了した場合や支払いが終了している場合も対象となります。その場合には、被害状況を記録した写真や見積書、領収書等が必要となりますので大切に保管してください。

「一部損壊」の被害認定を受けた建物は、修繕する場合に限り、廃棄物を一時集積場（関原町1丁目地内）へ搬入できます。その場合は、処分費用は市が負担しますが、運搬費用は自己負担となります。

2 手続きの方法

半壊以上の被害を受けた世帯には、「被害認定通知書」と一緒に文書を送付し、お知らせしています。

6 税や各種使用料等の減免と納付

■ 税や各種使用料等の減免

災害で住宅等に一定以上の損害を受けた方は、その損害の程度に応じて市税等の「減免」が受けられます。

なお、以下に紹介する市税等の減免手続きの時期・方法等については、決定次第、市政だよりなどを通じてお知らせします。

1 個人市民税の減免

担当：市民税課 ☎39-2212

(1) 対象者

7月16日現在で居住していた住宅が、市で実施した住宅の被害調査の結果、「全壊」、「半壊」または「大規模半壊」と認定（家財については住宅と同程度の損害があったものとします。）された場合で、平成18年中の合計所得金額が1,000万円以下の人

(2) 減免割合

平成19年度の個人市民税について、次の割合で減免します。

合計所得金額	損害の程度		軽減または免除の割合	
	半壊または大規模半壊	全壊	全壊	半壊
500万円以下であるとき	2分の1	全部	全部	2分の1
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1	2分の1	4分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1	4分の1	8分の1

個人市民税が減免されると個人県民税も一緒に減免されます。

(3) 手続きの方法

住宅の被害調査の認定結果に基づき職権で減免しますので、申請等の手続きは不要です。

2 固定資産税・都市計画税の減免

担当：資産税課 ☎39-2213

(1) 適用される範囲

土地の場合は当該面積の10分の2以上に被害を受けたとき、家屋の場合は被害認定による損害の程度が半壊以上のとき、償却資産の場合は決定価格の10分の2以上の被害を受けたとき

(2) 減免割合と手続き

ア 土地

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※著しい土地の崩落または土砂の流入による埋没もしくは著しく沈下した土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外です。

手続きの方法：減免申請等の手続きが必要となります。

イ 家屋

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊	全部
大規模半壊	10分の6
半壊	10分の4

手続きの方法：被害調査の認定結果に基づき職権で減免しますので、申請等の手続きは不要です。

ウ 償却資産

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき、または修理不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
償却資産に損傷を受け、使用目的を著しく損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
償却資産に損傷を受け、使用目的を損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※損害程度の判定は、償却資産一品ごとに決定価格（評価額）と修繕料等との割合で行い、軽減する課税標準額を算出します。

手続きの方法：課税標準額が免税点（150万円）以上の事業者の方に『減免申請の御案内』を送付しますので、該当される方は減免申請書と平成19年度償却資産申告書（事業者控用）の写しを提出してください。

3 県税・国税の減免（軽減）

税の種類	内 容	担 当
県 税	個人事業税	長岡地域振興局県税部 ☎38-2504
	不動産取得税	
	自動車取得税	
国 税	「所得税法」に定める雑損控除か「災害減免法」に定める軽減免除を受けるか、どちらか有利な方を選択することができます。 なお、詳しいことは長岡税務署にお問い合わせください。	長岡税務署 個人課税第一部門 ☎35-8509

4 国民健康保険料の減免 担当：国保医療課 ☎39-2220
対象者と減免割合は、個人市民税と同じです。

5 介護保険料の減免 担当：介護保険課 ☎39-2245
対象者と減免割合は、個人市民税と同じです。

6 その他一部負担金や使用料等の減免
●国民健康保険・老人保健医療費の一部負担金 担当：国保医療課 ☎39-2220

- (1) 対象者
次のいずれかに該当する国民健康保険被保険者および老人保健該当者
①居住する住宅が全半壊したため、市民税が減免された世帯の人
②市民税非課税世帯の人で、居住する住宅が全・半壊したとき

(2) 減免割合

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊	全 部
半壊または大規模半壊	2分の1

●医療費助成制度の一部負担金
担当：子ども家庭課 ((1)の①と②) ☎39-2300
担当：国保医療課 ((1)の③～⑤) ☎39-2220

- (1) 対象となる医療費助成制度
①子ども（乳・幼児）医療費助成
②妊産婦医療費助成
③重度心身障害者医療費助成
④ひとり親家庭等医療費助成
⑤老人医療費助成
- (2) 対象者
次のいずれかに該当する上記(1)の医療費助成制度の該当者
①居住する住宅が全半壊したため、市民税が減免された世帯の人
②市民税非課税世帯の人で、居住する住宅が全・半壊したとき
※「子ども（乳・幼児）」、「重度心身障害者」および「ひとり親家庭等」の所得制限は適用しません。

(3) 減免割合

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、半壊または大規模半壊	全 部

●介護保険サービス利用料

担当：介護保険課 ☎39-2245

(1) 対象者

7月16日現在で居住していた住宅が、市で実施した住宅の被害調査の結果、「全壊」、「半壊」または「大規模半壊」と認定（家財については住宅と同程度の損害があったものとします。）された場合で、平成18年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下の人

(2) 減免割合

損害の程度 合計所得金額	軽減または免除の割合	
	半壊または大規模半壊	全 壊
500万円以下であるとき	2分の1	全 部
750万円以下であるとき	10分の3	2分の1
750万円を超えるとき	10分の2	10分の3

●障害福祉サービス利用料

担当：福祉相談課 ☎39-2218

(1) 対象者

7月16日現在で居住していた住宅が、市で実施した住宅の被害調査の結果、「全壊」、「半壊」または「大規模半壊」と認定（家財については住宅と同程度の損害があったものとします。）された場合で、平成18年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下の人

(2) 減免割合

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊	全 部
半壊または大規模半壊	2分の1

●保育料・へき地保育園使用料・市立幼稚園授業料

担当：保育課 ☎39-2219

(1) 対象者

災害により、その居住する家屋等が半壊以上の損害を受けた人

(2) 減免割合

損害の程度	軽減または免除の割合	期間
全壊	全 部	6 カ月
半壊または大規模半壊	2分の1	

●国民年金保険料

担当：市民課 ☎39-2250

(1) 対象者

- ①居住する住宅が半壊以上の被害を受けた人
- ②家財、その他の財産について、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人

(2) 免除の内容

保険料は、全額、4分の3、半額、4分の1のいずれかが免除されます。ただし、①全額免除の期間分の年金受給額は3分の1に減額されます。②4分の3免除の期間分の年金受給額は2分の1に減額されます。③半額免除の期間分の年金受給額は3分の2に減額されます。④4分の1免除の期間分の年金受給額は6分の5に減額されます。

●水道料金・下水道使用料

担当：水道局（水道料金） ☎35-1618
担当：下水道管理課（下水道使用料） ☎39-2235

(1) 対象者

宅地内の給水管（引込管）が破損して漏水が発生し、給水管を修理（建物の解体を含む）した水道・下水道使用者

(2) 減免の内容

- 次のいずれが多い方が減免されます。
- ①隔月検針の地域にあつては5㎡、毎月検針の地域にあつては3㎡に相当する水道料金・下水道使用料
 - ②前年同期の水量と比較して、その8割を超えた水量に相当する水道料金・下水道使用料

●ガス料金（越路地域、三島地域、柝尾地域、与板地域）

担当：水道局（ガス料金） ☎34-1412

(1) 不使用月の基本料金の免除

- ①対象者
地震で被災し、被災日から全くガスを使用していない（使用できない）人
- ②減免の内容
被災日が属する検針月の次の検針月から6カ月間に限り、ガス基本料金が免除されます。（手続きには「り災証明書」が必要です）

(2) 臨時工事費の免除

①対象者

地震で被災し、ガスの使用ができなくなり、同一場所で応急的にガスを使用するため臨時のガス工事を行う人

②減免の内容

臨時のガス工事費全額が免除されます。(9月末日までに申し出が必要です。その際「り災証明書」が必要となります)

■ 市税や各種使用料等の納付について

中越沖地震で被害を受け、市税等(市税・国民健康保険料・介護保険料・保育料など)を納期限内に納付することが困難となった場合、納付についてのご相談をお受けします。

詳しくは、下記の担当にご相談ください。

市税、下水道受益者負担金	収納課	☎39-2214
国民健康保険料	国保医療課	☎39-2220
介護保険料	介護保険課	☎39-2245
保育料・へき地保育園使用料・市立幼稚園授業料	保育課	☎39-2219
水道料金	水道局	☎35-1618
ガス料金	水道局	☎34-1412
下水道使用料	下水道管理課	☎39-2235

7 災害障害見舞金

担当：危機管理防災本部 ☎39-2262

中越沖地震で負傷し、重度の障害を負った方に見舞金を支給します。

(1) 対象(以下に示す程度の障害を負った人)

①両目を失明した人②咀嚼(そしゃく)および言語の機能を失った人③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人⑤両上肢をひじ関節以上で失った人⑥両上肢の機能をすべて失った人⑦両下肢をひざ関節以上で失った人⑧両下肢の機能をすべて失った人⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①～⑧と同程度以上と認められる人

(2) 支給額

被災した際、負傷された方が世帯の主たる生計維持者の場合は、250万円。それ以外の場合は、125万円を支給します。

8 個人向け融資(援助)制度

1 災害援護資金

担当：危機管理防災本部 ☎39-2262

世帯主が負傷した世帯や家財・住居に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。

●貸付要件(所得制限)

平成18年の所得が
右表の額以内の世帯に
限ります。

世帯人員	平成18年所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万+1人増すごとに 30万円を加算した額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合 1,270万円	

●貸付限度額等

区分	損害の種類及び程度	貸付限度額
世帯主の負傷 (療養に要する期間がおおむね1カ月以上)がある場合	ア 家財の損害および住居の損害がない場合	150万円
	イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	ウ 住居が半壊した場合 (特別な事情があるとき)	270万円 (350万円)
	エ 住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷 がない場合	ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	イ 住居が半壊した場合 (特別な事情があるとき)	170万円 (250万円)
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) (特別な事情があるとき)	250万円 (350万円)
	エ 住居の全体が滅失し、または流出した場合	350万円

※家財の損害とは、損害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上であるとき
※特別な事情があるときは、住居を建て直すときに、その住居の残存部分を取り壊す必要がある場合等

【利率】年3%(据置期間中は無利子) 【据置期間】3年(特別の場合は5年)
【償還期間】10年(据置期間を含む) 【償還方法】年賦または半年賦
【保証人】必要(借受人同士による保証人設定はできません)

- 申し込み 危機管理防災本部
- 申込期限 平成19年10月31日(水)

2 被災住宅復興資金

担当：建築住宅課 ☎39-2265

被災した住宅の建替え、リフォームおよび代替宅地の購入等に必要な資金を融資します。

●申込資格

前年の所得金額が年返済基準額の5倍以上、かつ1,000万円以下で、市税を滞納していない人(所得が年返済基準額の5倍に満たない人は、所得金額に見合う額に減額した金額の融資が受けられます)。

●資金の種別・限度額・融資利率

①融資対象：全壊、大規模半壊、半壊のり災証明が受けられる人

資金の種別	融資限度額	償還期間	年利率
新築	1,000万円	35年以内	1.6%
リフォーム	700万円	25年以内	
宅地購入	700万円	25年以内	

②融資対象：一部損壊のり災証明が受けられる人

資金の種別	融資限度額	償還期間	年利率
リフォーム	400万円	25年以内	2.0%

●融資の条件

融資金額	最低50万円から融資限度額まで(10万円単位で融資) (申込者の所得金額により限度額または融資希望額まで借りられない場合あり)
償還方法	元利均等月賦償還(ボーナス時の併用償還も可)
担保・保証人等	取扱金融機関の定めによる

●取扱金融機関

北越銀行、第四銀行、大光銀行、りそな銀行、富山第一銀行、長岡信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、越後なごか農業協同組合、越後さんとう農業協同組合、にいがた南蒲農業協同組合、柏崎農業協同組合の各市内本支店および市外店

- 申し込み 取扱金融機関へ
- 取扱期間 平成19年9月1日(土)から平成21年8月31日(月)まで

3 小・中学生の就学援助制度

担当：学務課 ☎39-2239

(1) 対象者

中越沖地震により市民税や固定資産税が減免になった人

(2) 申請方法

申請書類は、学務課(幸町分室2階)および各支所教育委員会分室にありますので、下欄の「申請に必要なもの」を持参のうえ、手続きを行ってください。

なお、申請は随時受け付けていますが、認定日は申請書を受理した日の翌月1日となります。

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・保護者名義の預金通帳(郵便局は除く)
- ・市民税や固定資産税の減免措置決定通知書

(3) 援助費目

学用品費、給食費等

9 中小企業向け融資制度

担当：商業振興課 ☎39-2228

1 長岡市中小企業災害復旧資金 新潟県中越沖地震対策特例融資

対象者	次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの (1)平成19年新潟県中越沖地震による損害により経営の安定に支障を生じた市内の中小企業者(「り災証明書」または「被災証明書」が必要です) (2)取引先が平成19年新潟県中越沖地震による損害を受けたことにより経営の安定に支障を生じた市内の中小企業者(取引先の「り災証明書」、「被災証明書」または取引先が地震により損害を受けたことを証明できる書類が必要です)
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円
融資利率(固定金利)	3年以内 信用保証付き：年1.5%(その他：年1.7%) 3年超7年以内 信用保証付き：年1.9%(その他：年2.1%) 7年超 信用保証付き：年2.3%(その他：年2.5%)
返済期間	10年以内(据置2年以内含む)

2 長岡市中小企業経営安定支援特別融資

対象者	最近3カ月の平均売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しているものまたはセーフティネット保証の第7号に該当するものとして、市長の認定を受けた市内の中小企業者
資金使途	運転資金（借換可）
融資限度額	3,000万円
融資利率 (固定金利)	5年以内 信用保証付き：年1.7%（その他：年2.2%） 5年超の場合 信用保証付き：年1.9%（その他：年2.4%）
返済期間	9年以内（据置1年以内含む）

(1、2とも)

●取扱金融機関

北越銀行、第四銀行、大光銀行、りそな銀行、富山第一銀行、長岡信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合および商工組合中央金庫の各市内本支店および一部市外店

●申し込み

取扱金融機関へ

●取扱期間

平成20年3月31日（月）まで

10 農林業施設等の災害復旧支援策

1 農地農林業施設の災害復旧事業費補助事業

担当：農林整備課 ☎39-2224

国の災害復旧事業に該当しないものに市が補助します。

種別	事業主体	補助対象要件	補助率
農地 農業用施設	土地改良区 農業協同組合 農家組合等	1か所の工事費用が10万円以上のもの	事業費の50%以内
			事業費の65%以内
林業用施設	森林組合 農家組合 町内会	県事業に該当せず、1か所の工事費用が10万円以上のもの	事業費の50%以内

※国の災害復旧事業に該当するものは、国の補助残に対して、農地60%以内、農業用施設・林業用施設50%以内で市が補助します。

2 災害復旧事業実施に伴う測量設計経費補助事業

担当：農林整備課 ☎39-2224

国の災害復旧事業の実施に伴う測量設計経費に市が補助します。

事業主体	補助率
土地改良区	80%以内
農業協同組合	100%

3 農林業施設災害応急復旧工事原材料支給及び建設機械貸付事業

担当：農林整備課 ☎39-2224

被害を最小限に食い止めるための応急復旧工事に、原材料の支給や建設機械の貸し付けを行います。

対象団体	農家組合、町内会、土地改良区、水利組合、農業協同組合、森林組合、造林組合
対象工事	●被災した農林業用施設の増破防止用工事 ●被災したかんがい排水や交通等の機能を一時的に回復または補うための仮工事 ※機械貸し付けについては、一カ所の機械経費が13万円以上のものが対象となります
支給原材料	コンクリート、骨材類、木材類、配管材類、袋類等
貸し付け建設機械	ブルドーザー、グレーダー、バックホウ等

4 営農用水確保緊急支援事業

担当：農政課 ☎39-2223

用水施設等が被災し、放置すると収穫皆無もしくは大幅減収が見込まれる地区で、営農を継続するため、仮設ポンプ等を設置した場合機械設備の賃借料・燃料費等を支援します。

対象団体	用水組合、農家組合、土地改良区等
対象事業	ポンプ・配管設備等の賃借料、電気料、燃料費等（人件費は除く）事業費が5万円以上のもの
補助率	50%以内

5 養鯉池の災害復旧事業費補助

担当：農政課 ☎39-2223

二次災害の未然防止及び錦鯉生産者の経営安定と生産振興を図るため、養鯉池の復旧を支援します。

種別	事業主体	補助対象要件	補助率
養鯉池	養鯉業者等	工事費用が3万円以上のもの	事業費の50%以内

6 新潟県中越沖地震農林水産業再建資金 担当：農政課 ☎39-2223

被災農林漁業者の早期経営再建を図るため、「新潟県中越沖地震農林水産業再建資金」の利用を支援します。

対象者	新潟県中越沖地震で農業施設等に被害を受けた農林漁業者等
資金使途	経営資金および施設・機械の購入費等
貸付限度額	個人：1,000万円、法人等：3,000万円
貸付金利	1.60%
償還期間	7年以内（うち据置2年以内）、特認10年以内（うち据置3年以内） ※特認：本資金以外の災害対策資金（7.13豪雨、中越大震災、H18豪雪）の貸付残高がある者で、本資金と償還期間が3年以上重複するもの
取扱期間	平成19年7月31日から平成20年7月31日まで

11 私道の災害復旧支援

担当：道路管理課 ☎39-2232

中越沖地震で被害を受けた私道の復旧事業に補助します。

対象団体	被災した私道を管理する住民が組織する団体
補助対象要件	家屋連たん区域内にあって、幅員4メートル以上の私道で公共の用に供しているもの。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）施行以前に築造された私道にあっては、幅員1.8メートル以上のもの
対象工事	中越沖地震で被害を受けた私道の復旧工事
補助率	補助対象事業に要する費用の80%以内

12 担当課・相談窓口一覧

各種制度等

- 家屋調査（調査担当・り災証明担当）……………被害家屋調査班☎39-2305
- 被災者生活再建支援制度、住宅応急修理制度……………復興推進室（生活再建支援班）☎39-2515
- 被災住宅等の解体廃棄物の運搬・処分……………環境施設課☎24-2838
- 災害見舞金、災害援護資金……………危機管理防災本部☎39-2262
- 被災住宅復興資金……………建築住宅課☎39-2265
- 小・中学生の就学援助制度……………学務課☎39-2239

- 中小企業向け融資……………商業振興課☎39-2228
- 農林業施設等の復旧支援策……………農林整備課☎39-2224
- ……………農政課☎39-2223
- 私道の災害復旧支援……………道路管理課☎39-2232

税金・使用料等

- 国税……………長岡税務署個人課税第一部門☎35-8509
- 県税……………長岡地域振興局県税部☎38-2504
- 市民税……………市民税課☎39-2212
- 固定資産税・都市計画税……………資産税課☎39-2213
- 国民健康保険料・医療費の一部負担金……………国保医療課☎39-2220
- 子ども（乳・幼児）・妊産婦医療費の一部負担金……………子ども家庭課☎39-2300
- 介護保険料・介護保険サービス利用料……………介護保険課☎39-2245
- 障害福祉サービス利用料……………福祉相談課☎39-2218
- 保育料・へき地保育園使用料・市立幼稚園授業料……………保育課☎39-2219
- 市税、下水道受益者負担金の納付……………収納課☎39-2214
- 国民年金保険料……………市民課☎39-2250
- 水道料金……………水道局☎35-1618
- ガス料金……………水道局☎34-1412
- 下水道使用料金……………下水道管理課☎39-2235

各支所

※下記の代表番号におかけいただき、各制度の担当課をお呼び出し下さい。

- 中之島支所……………代表☎66-2002
- 越路支所……………代表☎92-3111
- 三島支所……………代表☎42-2221
- 山古志支所……………代表☎59-2330
- 小国支所……………代表☎95-3111
- 和島支所……………代表☎74-3111
- 寺泊支所……………代表☎75-3111
- 栃尾支所……………代表☎52-2151
- 与板支所……………代表☎72-3100

相談窓口（当分の間）

- こころのケアホットライン**……………新潟県・県臨床心理士会☎0120-913-600
時間：午前8時30分～午後10時（毎日）
- 震災特設行政相談**……………総務省新潟行政評価事務所☎0120-692-110
時間：午前8時30分～午後5時30分（毎日） 時間外は留守番電話による対応

●**無料法律相談電話**

○新潟県弁護士会……☎025-223-8255

時間：午後1時～午後4時 当面の間開設（日曜祝日を除く）

○震災復興をめざす中越ひまわり基金法律事務所……☎0258-39-2617

予約時間：平日の午前10時～正午まで（8月27日(月)～30日(木)は休み）

○司法書士総合相談センター（新潟県司法書士会）……☎025-228-1600

時間：平日の午前10時～正午 午後1時～午後4時

○多重債務ホットライン（新潟県司法書士会）……☎025-225-9333

時間：平日の午前10時～正午 午後1時～午後4時

●**地震損害保険相談……(社)日本損害保険協会☎0120-107-808**

時間：平日の午前9時～午後6時

●**ペットの飼育・健康相談……中越動物保護管理センター☎0258-34-1416**

時間：平日の午前8時30分～午後5時

災害に便乗した悪徳商法にご注意を

◆**訪問販売・電話勧誘を受けたら**

「耐震診断に来ました」「何か困っていることはありませんか」「ボランティアで来ました」などと、あたかも無料でサービスを行うかのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もあります。

～その場ですぐ契約せず、まず見積もりを取るなどよく確認しましょう～

◆**家屋の修理など業者に依頼する場合**

「このままでは次に地震がきたら倒壊する」などと不安をあおったり、「今日契約すれば半額にする」などと、契約を急がせる業者は要注意です。

～信用のおける業者かどうか、よく確認しましょう～

◆**もしトラブルに巻き込まれてしまったら**

訪問販売や電話勧誘での契約は、多くの場合、クーリング・オフにより契約日を含め8日以内であれば無条件で解約することができます。

長岡市消費生活センター ☎0258-32-0022

時間：午前9時～午後4時30分・平日のみ

新潟県消費生活センター ☎025-285-4196

時間：月～金 午前9時～午後4時30分

土 午前10時～午後4時30分